

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年10月9日発東都医保発第2000号(地区第1163号)「感染症法に基づく届出の基準等の一部改正等について(新型コロナウイルス感染症関連)」にて通知したとおり、新たに鼻腔拭い液が追加されたことや、インフルエンザの流行期に備え、東京都と「唾液を用いたPCR検査」のみに限定されている集合契約の内容を変更するように東京都と協議していることを報告いたしました。この程、下記の通り集合契約を変更いたしますので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 契約変更点

- (1) 地区医師会が締結する集合契約は、唾液を用いたPCR検査(唾液のみ)のみとしていたが、今後は検査内容を問わず、全て集合契約とする。どの検査方法、手技等の選択は各医療機関で判断する。(別紙1参照)
- (2) 異なっていた申請書類を一本化する。(別添の申請書類一式のとおり)

2 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として、新型コロナウイルス感染症の検査を行うために必要な手続き

(1) 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」の手続き

① 新規登録(③を除く医療機関)

新たに契約を希望する医療機関は別添の申請書により申請すること。

新たな申請では、チェックリストが一部変更されるとともに、図面の提出が不要。

ただし、一般の患者と動線を分ける等の感染対策を適切に行うこと

※申請書類の申請日が、都が認定する日(検査開始可能日)となるため記入漏れに注意

② 既にいずれかの検査で認定済

既に集合契約を締結している医療機関は、新たな手続きは不要で、全ての検査の実施が可能

③ 新たに「診療・検査医療機関」の認定を受ける医療機関の集合契約

※「診療・検査医療機関」については、令和2年10月9日付東都医健発第2001号（地区第1164号）「東京都におけるインフルエンザ流行期に備えた体制整備について」にて通知済み。

「診療・検査医療機関」の指定をもって、集合契約の認定の手続きを行ったものとみなす。（集合契約のスキームは別紙1のとおり）

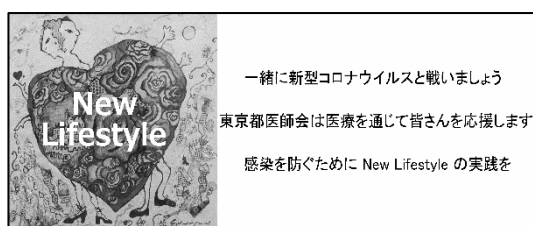
3 取りまとめ機関の契約書の変更について

既に集合契約を締結している地区医師会は、改めて契約書を締結する必要はない。

4 手続き変更日

令和2年10月19日（月）

5 その他の事項は別紙1参照



(公社)東京都医師会 医療保険課 副島・近藤
TEL : 03-3294-8838 FAX : 03-3292-7097

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の集合契約の変更について

1 契約変更後の実施検査

- (1) 唾液を用いた検査 ①PCR検査 ②抗原定量検査
 (2) 鼻咽頭拭い液検査 ①PCR検査 ②抗原定量検査 ③抗原定性検査
 (3) 鼻腔拭い液検査 ①PCR検査 ②抗原定量検査 ③抗原定性検査

< 検査 >

対象者		PCR 検査 (LAMP 法含む)			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症 状態者	発症から 9 日目以内	○	○	○	○	○	○	○※1	○※1	×
	発症から 10 日目以降	○	○	×	○	○	×	△	△	×
無症状者		○	×	○	○	×	○	×	×	×

△:陰性の場合は鼻咽頭 PCR 検査が必要。

※1:発症 2 日目から 9 日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。

契約変更後は、全ての新型コロナウイルス検査が実施可能となり、どの検査方法、手技を行うかは医療機関の判断となります。

医療機関によっては、高齢者は唾液が採取しづらいため「鼻咽頭拭い」とし、それ以外の患者は「唾液を用いる」など、患者ごとに手技や検査方法が異なることも可能であり、今までどおり「唾液を用いた PCR検査のみ」実施することも可能です。

2 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として、新型コロナウイルス感染症の検査を行うために必要な手続き

(1) 新規登録

「診療・検査医療機関」の指定を東京都に申請せず、地区医師会との集合契約のみを希望する医療機関は、別添の申請書により申請していただきます。

新たな申請では、チェックリストの 1 のオ(検体採取時の装備)が変更されるとともに、図面の提出は求められなくなりましたが、感染対策を適切に行うようお願いいたします。

(2) 既にいずれかの検査で認定済

新たな手続きは不要で、全ての検査の実施が可能です。

(3) 「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関の集合契約

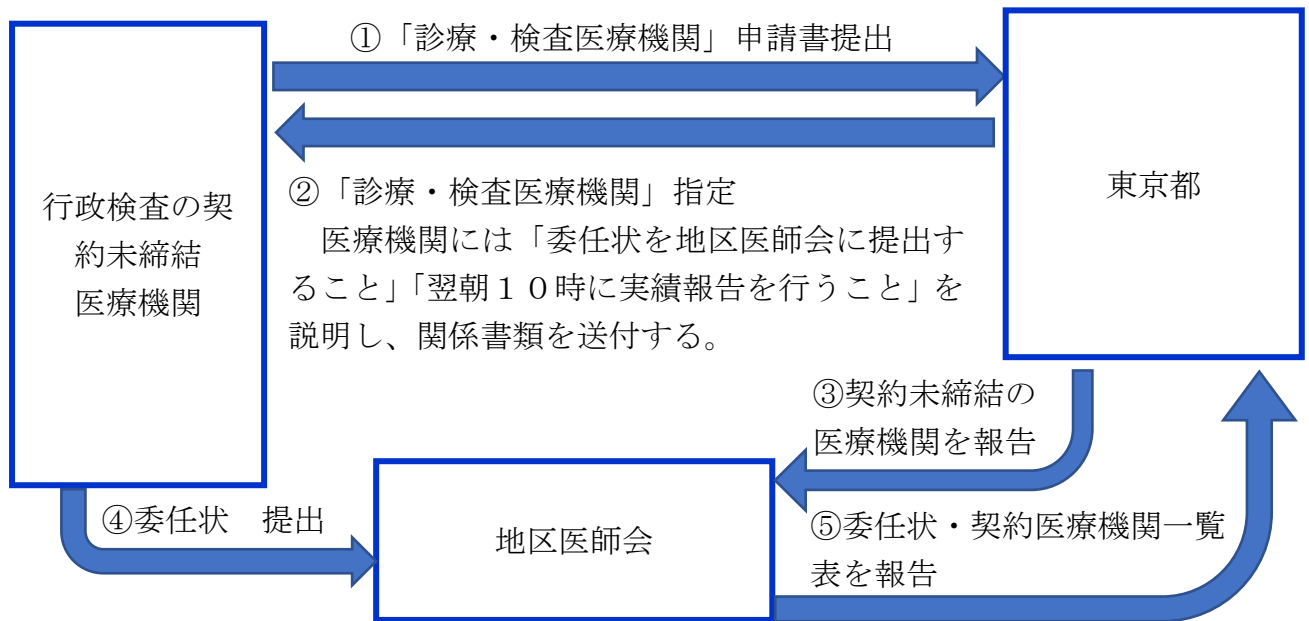
「診療・検査医療機関」の指定申請は集合契約の申請と同様の項目があるため、指定を受けた医療機関のうち、集合契約等を締結していない医療機関で、「診療・検査医療機関」の申請書類の「診療・検査医療機関登録申請項目」の、「実施内容」項目で「2.コロナ検査を実施」を選択し、地区医師会へ委任状を提出した医療機関が集合契約を締結したものとみなされます。「1.発熱

患者のみ診療」を選択した医療機関は集合契約を締結したとはみなされません。

ただし、集合契約を締結したとみなされた医療機関がどのように検査を行うかは、医療機関の判断となります。

東京都では認定された医療機関がすでに集合契約を締結しているか、「診療・検査医療機関登録申請項目」の「実施内容」項目で「2.コロナ検査を実施」を選択しているかを確認し、該当する医療機関の手続きは以下のとおりとなります。

- ① 医療機関が東京都へ「診療・検査医療機関」の指定申請を行う。
- ② 東京都は申請内容を確認し指定。指定後、東京都は保険適用に伴う行政検査の契約未締結の医療機関に「地区医師会へ集合契約の委任状を提出すること。」「翌朝10時に実績報告をすること」などを説明し、関係書類を医療機関に送付する。
- ③ 東京都は診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関の中で、保険適用に伴う行政検査の契約未締結の医療機関を地区医師会へ報告。
- ④ 医療機関は委任状を地区医師会へ提出する。
- ⑤ 地区医師会は該当医療機関から委任状が提出され次第、委任状とともに契約医療機関一覧表に追記し東京都へ報告する。



3 検査手技に係る装備については、別添の申請書のチェックリストの項目を参照

4 院内で陽性者が確定した場合

新型コロナウイルス感染症は感染症2類相当とされ、感染者の移送については、都道府県が行うこととなります。

患者が院内にとどまっている時間帯に陽性者が確定する場合が想定され、この場合、陽性者の発生を保健所に報告した後、都道府県(保健所)が対応を決定し移送を行うまでは、陽性者は院内で他の患者と動線が交わらない場所で待機するなどの対策を講じることが必要となります。

5 診療報酬請求点数について

① PCR 検査料 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料 150 点

※ 括弧内は、検体採取を行った医療機関等で検査を実施した場合

② 抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料 144 点

6 PCR検査、抗原検査、インフルエンザの同月実施について

抗原検査を行い、陰性と判明した場合、発症から 9 日目までであれば確定診断として差し支えないとされていますが、医師が強く新型コロナウイルスの症状を疑った場合等は、もう一度PCR検査や抗原検査を実施することは可能です。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に症状を疑った理由を記載しなければなりません。また、同じ区分の判断料は月に 1 回のみ算定可能ですので注意してください。

月に抗原検査と PCR 検査を行った場合の判断料は「免疫学的検査判断料 144 点」と「微生物学的検査判断料 150 点」が算定でき、PCR 検査を 2 回行った場合は、「微生物学的検査判断料 150 点」1 回のみ算定となります。

月にインフルエンザ検査と PCR 検査を行った場合の判断料は「免疫学的検査判断料 144 点」と「微生物学的検査判断料 150 点」が算定でき、インフルエンザ検査と抗原検査を行った場合は、「免疫学的検査判断料 144 点」1 回のみ算定となります。

事務連絡
令和2年10月15日

公益社団法人東京都医師会
会長 尾崎 治夫 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長
武田 康弘

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

日頃から、都の保健医療施策に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、検査の検体として新たに鼻腔拭い液が追加されたこと等に伴い、厚生労働省から別紙通知が発出されました。

これを踏まえ、都は「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」（集合契約締結医療機関）の手続きについて見直しを行いましたので、各地区医師会への周知方、よろしくお願いたします。

記

1 送付資料

- (1) 令和2年10月2日付健感発1002第2号（厚生労働省健康局結核感染症課長）
新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）
- (2) 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」に関する申請書類
 - ①新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて
 - ②連絡方法等調査票
 - ③「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト
 - ④新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約締結に関する委任状

2 変更点

- (1) 集合契約は、これまで東京都医師会会員が契約するPCR検査（唾液のみ）のみ（二次救急医療機関は、PCR・抗原検査（唾液のみ））としていたが、今後は検査内容に関わらず東京都医師会会員の契約は全てを集合契約とする。
- (2) これまで実施する検査（唾液PCR検査、その他検査）により申請様式が異なっていたが、今後は様式を統一

3 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として、新型コロナウイルス感染症の検査を行うために必要な手続き

- (1) 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」の手続き

①新規登録（「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」のみの認定）

地域の診療所等から提出された申請書類を取りまとめて、都へ**必ず御提出ください。**

※従来の書類審査に加え、**申請書類の日付に記入漏れがないことを確認ください。**こ

の日付が、都が認定する日（検査開始可能日）となります。

②既にいずれかの検査で認定済

新たな手続きは不要で、全ての検査の実施が可能

③新たに「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」及び「診療・検査医療機関」の認定を受ける場合

「診療・検査医療機関」の指定をもって、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」の認定の手続きを行ったものとみなす。

(2) 検査の保険適用に伴う行政検査に係る委託契約の手続き

上記1 (2) の手続き後、担当から具体的な手続きについて御案内いたします。

4 その他

(1) 既に契約済みの場合、今回の通知で、新たな手続きは必要ありません。

(2) 不明な点等ありましたら、担当まで御連絡ください。

【担当】

東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課

感染症医療整備担当

電話：03-5320-4347

第 号
年 月 日

東京都福祉保健局感染症対策部長 殿

所在地
開設者名 印

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として認めていただきますよう、よろしく願いいたします。

【提出書類】

- 1 別添様式 連絡方法等調査票
- 2 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料の
チェックリスト

	氏 名	所 属 部 課	電 話
申請書作成者			

連絡方法等調査票

記入年月日 年 月 日

記入者 (所属)

(職)

(氏名)

(連絡先) 電話番号:

FAX番号:

(メールアドレス)

医療機関名	
所在地	

		平日	休日・夜間
連絡先	電話		
	電話2 (電話1が繋がらない場合)		
	FAX		
	連絡部署		

【備考】 ※連絡時の留意点など

「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」のチェックリスト

項目	指定要件	対応状況	
1	ア	<p>疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと</p> <p>また、施設の構造上、独立動線の確保が困難な場合は、他の患者と同時期に同じ空間を共有しないよう努めること</p>	○ ×
	イ	必要な検査体制が確保されていること	○ ×
	ウ	<p>医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下の要件を満たすことであり、詳細は「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その3）」（令和2年10月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照すること</p> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）」 （2020年5月7日 日本環境感染学会） http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328 ○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」 （2020年10月2日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター） https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-201002.pdf <p>「別添：表. 状況、職種、活動種類に応じた COVID-19 流行時における PPE の使用例」 https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602tbl.pdf</p>	○ ×
	エ	標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること	○ ×
	オ	<ul style="list-style-type: none"> ○【唾液・鼻腔（自己採取したもの）】 採取された検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること ○【鼻咽頭・鼻腔（医療従事者が採取したもの）】 検体採取を実施する際は、サージカルマスク、眼の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋を装着すること 	○ ×
2	待合室等においても、院内感染防止の対策として、必要に応じて患者等にマスクを着用させるなど、感染拡大の防止に努めること	○ ×	
3	東京都福祉保健局感染症対策部、区市町村、保健所、感染症指定医療機関、他の診療協力医療機関、他の新型コロナ外来及び地域の医療施設と連携して事業を行うよう努めること	○ ×	
4	都が収集する感染症医療に関する診療情報の提供等について、積極的に協力すること	○ ×	
5	新型コロナ外来における適切な運営体制を確保するために都が行う実地調査に協力すること	○ ×	

※対応状況が全て「○」であることを確認すること

【必要書類】

書類名称	書類の有無
別添様式 連絡方法等調査票	有 無

【医療機関担当者】

医療機関名			
担当者名		連絡先	

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約締結に関する委任状

代理人： _____ 医師会 _____

委任者

※ただし、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として東京都の認定を受けた医療機関に限る。

- ①医療機関名 _____ : _____
②郵便番号 _____ : _____
③住所 _____ : _____
④電話番号 _____ : _____
⑤代表者氏名 _____ : _____ 印 _____

当院は、 _____ 医師会に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

- 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施について、東京都からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項